

国民健康保険 保険税のお知らせ

問 税務課 住民税係 ☎ 025 - 784 - 3452

子ども・子育て支援金制度の創設について (令和8年度からの新制度)

この制度は、人口減少、少子化対策の抜本的な強化を図るため、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支えていくための新たな連帯の仕組みです。子ども・子育て支援金として、医療保険の保険料（国民健康保険税）から合わせて徴収し、子育て関連の支援事業などに活用されます。子育て世帯でなく、直接、給付や支援の対象でない人にとっても、経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めていくことは、とても重要な意義を持ちます。

国民健康保険制度は、病気やけがに備えて加入者の皆様がお金を出しあい、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助けあいの制度です。国民健康保険税は、国などの補助金とともに、制度運営の財源となるものです。

税額は、**基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（後期支援分）、介護納付金課税額（介護分）および子ども・子育て支援金分（子ども分）（令和8年度新設）**を合わせたもので、加入者の所得金額や世帯の人数をもとに計算しています。世帯主が納税義務者となります。

令和8年度の保険税額の通知は、7月中旬に世帯主の方へ発送しました。

令和8年度の国民健康保険税率の改定について

国民健康保険税率は、新潟県が被保険者の医療費をもとに算出した必要額を湯沢町に通知し、それをもとに湯沢町が定めます。令和8年度は、子ども・子育て支援金分の賦課・徴収が開始されることにより、新たな負担が生じるため、現行の税率を引下げ、全体として負担を抑える改定を行いました。

区分		前年度	今年度	賦課限度額
基礎課税分	所得割	5.40%	4.42%	67 万円 (前年度 66 万円)
	均等割	22,380 円	21,560 円	
	平等割	15,180 円	15,190 円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.55%	2.57%	26 万円
	均等割	15,360 円	16,660 円	
介護納付金 (40 歳以上 65 歳未満の方)	所得割	2.08%	2.00%	17 万円
	均等割	15,960 円	15,630 円	
子ども・子育て支援金分 (新設)	所得割	-	0.25%	3 万円
	均等割	-	1,500 円	
	均等割 (18 歳以上)	-	110 円	

国民健康保険税の軽減について（申請手続きは不要です）

「均等割」と「平等割」が世帯の所得状況に応じて7割・5割・2割軽減されます。

後期高齢者医療保険 保険料のお知らせ

問 町民課 国保給付係 ☎ 025 - 784 - 3453

- 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、これまでの医療保険料分と合わせて「子ども・子育て支援金」分も納めていただきます。
- 保険料は「医療保険料」と「子ども・子育て支援金」に分かれており、それぞれに「均等割額」（被保険者が等しく負担していただく分）と、「所得割額」（被保険者の所得に応じて負担していただく分）があります。年間保険料はこれらを合計した金額となります。

年間保険料額 = 医療保険料（均等割額＋所得割額）＋ 子ども・子育て支援金（均等割額＋所得割額）

	医療保険料	子ども・子育て支援金（新設）
均等割額	年間 49,200 円（令和7年度 44,200 円）	年間 1,354 円（令和8年度から新設）
所得割額	8.61%（令和7年度 8.61% 円）	0.26%（令和8年度から新設）
賦課限度額	850,000 円	21,000 円

保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

①均等割額の軽減

均等割額には、世帯の所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置があります。

②被用者保険（会社の健康保険）の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療保険制度に加入する前日において、会社の健康保険などの扶養になっていた方は、制度の加入から2年間のみ「均等割額」が5割軽減されます。また「所得割額」はかかりません。

